

キャンプ瑞慶覧・西普天間住宅地区の跡地利用について

1. 土地利用計画づくり等の取組

(1) 「キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用に関する協議会」の開催

- 宜野湾市、宜野湾市軍用地等地主会、沖縄県、沖縄総合事務局、沖縄防衛局で構成（オブザーバー：内閣府、防衛省、外務省沖縄事務所）
- 平成 25 年 4 月に設置、これまでに計 5 回開催
- 土地利用計画、先行取得、返還に向けた作業（境界確定等）、支障除去措置等について意見交換

(2) 土地利用計画づくり

- これまでに 2 度の地権者アンケートを実施
- 1 月の地権者説明会にて計画の素案を説明
- 5 月に計画案を取りまとめ
 - ・ 国際医療拠点ゾーン：重粒子線治療施設、琉球大学医学部・同附属病院の移転を検討
 - ・ 人材育成等施設：県立普天間高校の移転を検討
 - ・ 住宅等ゾーン

2. 跡地利用特措法に基づく取組

- 拠点返還地の指定（1 月 17 日）

※ 拠点返還地に係る「国の取組方針」について

- ・ 200ha 未満の拠点返還地について、内閣総理大臣は、跡地利用推進協議会における協議により、拠点返還地の整備の方針に関する事項等を定める国の取組方針を策定することができる。
- ・ 国の取組方針と県総合整備計画（*）は、調和が保たれたものでなければならない。
 - * 沖縄県知事は、広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認める駐留軍用地について、県総合整備計画を定めることができる。

- あっせんによる立入調査の許可期間（いずれも目視による）

- ・ 埋蔵文化財調査 平成 25 年 9 月 27 日～26 年 3 月 31 日
- ・ 自然環境調査 平成 26 年 2 月 7 日～26 年 3 月 31 日
- ・ 埋蔵文化財調査 平成 26 年 5 月 8 日～27 年 3 月 31 日

- 公共用地の先行取得

- ・ 特定事業の見通し（6 月 2 日） 公園・緑地 7ha
- ・ 6 月以降、5 期に分けて先行取得を実施予定

◆参照条文（「国の取組方針」関係）

跡地利用特措法（平成7年法律第102号）（抄）

（市町村総合整備計画）

第二十条 関係市町村の長は、前条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるとき（次条第一項の県総合整備計画が定められている場合を除く。）は、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 前項の市町村総合整備計画（以下この条において単に「市町村総合整備計画」という。）は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
- 二 交通通信体系の整備に関する事項
- 三 生活環境の整備に関する事項
- 四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
- 五 自然環境の保全及び回復に関する事項
- 六 良好な景観の形成に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

3～7 （略）

（県総合整備計画）

第二十一条 沖縄県知事は、第十九条の規定によりその返還の見通しが立った旨の通知がされた駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

2～4 （略）

（国の取組方針の策定）

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により政令で定める面積以上の拠点返還地を指定した場合は、当該拠点返還地において国が取り組むべき方針（以下この条及び次条において「国の取組方針」という。）を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により前項の政令で定める面積未満の拠点返還地を指定した場合には、第三十条第一項の駐留軍用地跡地利用推進協議会における協議により、当該拠点返還地において国の取組方針を定めることができる。

3 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 拠点返還地の整備の方針に関する事項
- 二 拠点返還地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項
- 三 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項
- 四 産業の振興に関する事項
- 五 その他拠点返還地の整備に関し必要な事項

4 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かななければならない。

5 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

6 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 内閣総理大臣は、拠点返還地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。

8 第四項から第六項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

（国の取組方針と県総合整備計画との関係）

第二十八条 拠点返還地に係る県総合整備計画は、国の取組方針との調和が保たれたものでなければならない。